

# 2020年度（第13期）官民協働海外留学支援制度 ～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 東京藝術大学学内募集要項

## 1. 留学計画の要件

- (1) 2020年8月10日（月）から2021年3月31日（水）までに留学が開始される計画
- (2) 諸外国における留学期間が 28日以上1年以内（「海外初チャレンジ応募枠」を除き3か月以上推奨）の計画  
※留学期間とは受入許可書等に基づく実際の活動の開始日から終了日のことであり、渡航及び帰国に係る期間は含まれない  
※留学期間終了後は1ヶ月以内に帰国すること
- (3) 留学先における受入機関（以下「留学先機関」）がそれぞれの留学開始前までに確保できる計画  
※留学先機関とは現地の法人・団体等の機関であり、個人による受入れは不可
- (4) 在籍大学が教育上有益な学修活動と認める計画
- (5) 留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画  
※「実践活動」：座学や知識の蓄積型ではなく「実社会との接点」から多様な学びを得ることができる学修活動（インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア、プロジェクトベースドラーニングに限らず、上記の趣旨に沿う多様な学修活動）  
※留学先機関が教育機関のみである場合、留学先機関における指導教員の監督の下行われる実践活動でなければならない（留学先機関による監督を受けず個人的に行う活動は対象外）  
※語学留学のみは支援対象外
- (6) 留学先機関の所在地が、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等における「海外安全ホームページ」上「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画

## 2. 支援額

### ・月額奨学金

- (1) 大学全国コース（第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生）
  - 160,000 円（北米、シンガポール、欧州（一部地域を除く）、中近東）
  - 120,000 円（アジア（シンガポールを除く）、大洋州、中南米、アフリカ、欧州の一部地域）
- (2) 大学オープンコース（第二種奨学金に掲げる家計基準を超える学生）
  - 60,000 円（全地域）

- ・ 留学準備金 ※両コース共通
  - アジア地域 150,000 円
  - その他の地域 250,000 円
- ・ 留学先（大学・大学院）における授業料（定額） ※両コース共通
  - 300,000 円

※授業料不徴収の場合、語学の授業料のみの場合は支援対象外

### 3. 応募資格

日本国籍を有する学生又は応募時まで日本への永住が許可されている学生で、次の（1）～（10）に掲げる要件を全て満たす学生。

- （1）本制度で実施する事前・事後研修及び留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む）に参加する学生
- （2）日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生
- （3）日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生
- （4）原則として、2020年4月1日時点の学籍身分（見込）で、日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生

（参考 URL）

学部生 [https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho\\_kettei/daigaku/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/daigaku/index.html)

大学院生 [https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho\\_kettei/in/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/in/index.html)

※基準を満たさない学生も「大学オープンコース」として応募可能（採用数は約1割）

- （5）留学に必要な査証を確実に取得し得る学生
- （6）留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生
- （7）2020年4月1日現在の年齢が30歳以下である学生
- （8）留学中のインターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生
  - ※日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給は不可
  - ※日本学生支援機構が実施する第一種、第二種奨学金は併給可
- （9）本制度において過去に派遣留学生として採用されていない学生
  - ※本人の責によらず渡航前に辞退した学生、高校生コースの派遣留学生は応募可能
- （10）本制度の2020年度（第6期）高校生コースに応募していない学生

### 4. 応募期限

書類提出期限： 2020年1月29日（水）17:00

オンライン申請期限： 2020年2月7日（金）17:00

※必ず期限までに書類提出及びオンライン入力の双方を完了すること。

## 5. 提出書類

- (1) 学内申請書（学内メール又は GEIDAI×GLOBAL ホームページ参照）
- (2) 源泉徴収票、確定申告書等 2018 年の家計（※）の所得がわかる書類  
（※学部生：家計支持者、大学院生：本人と配偶者）
- (3) 2020 年度官民協働海外留学支援制度留学計画書（オンライン入力、顔写真添付）
- (4) 未来テクノロジー人材枠：自由記述書（記述内容は機構作成の募集要項参照）

学習状況や成果・実績を証明する書類

未来テクノロジー人材枠以外：自由記述書（記述内容は機構作成の募集要項参照）

- (5) 留学先機関の受入許可書等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し

※(4)、(5)はすべて PDF データ量を計 2MB 以内におさえて A4 サイズに統一し、日本語で作成してください。自由記述書は 2 ページ以内で作成してください。

※(5)は応募時に既に用意できている場合のみ添付してください。

※募集要項、応募の手引き等を参照の上、作成してください。欠落や記入漏れ等があった際には、審査の対象にならない場合があります。

## 6. 申請の流れ

- (1) 「1. 留学計画の要件」「3. 応募資格」を満たしているか確認。
- (2) 指導教員に留学計画について伝え、申請許可を得る。
- (3) 学内申請書と所得証明関係書類を国際企画課学生交流係へ提出。  
提出後、国際企画課からアカウント作成のためのコードがメールで送られます。
- (4) オンライン申請システムにログインし、留学計画入力・必要書類添付のうえ「学校へ申請」ボタンをクリック。

※入力内容には、欠落（不足）や記入漏れがないか必ずチェックしてください。

一時保存も可能です。また、申請内容はできるだけ指導教員の先生に見てもらうようにしてください。

※申請内容は奨学金支給の基となる登録データに反映されます。いったん登録されたデータを訂正するためには変更申請が必要で、変更内容によっては申請回数が制限されています。慎重に検討、確認のうえ入力してください。

## 7. 提出・問い合わせ先

国際企画課学生交流係（上野校地大学本部 1F） Mail : [pcdintl@ml.geidai.ac.jp](mailto:pcdintl@ml.geidai.ac.jp)